

嵐山町各交流センターの予約による使用申請の受付について

令和6年4月分の事前予約より、3か月に一度の申請に変更となります。

【令和6年 4月～ 6月の3か月分】

1 予約の申請期間 (町内登録団体)	申請期間：令和6年2月20日（火）から2月26日（月）まで 対象期間：4～6月の3か月間 受 付：あらかじめ利用登録している町内登録団体について、 使用申請の予約を受け付けます。 上 限：1団体につき1か月間に小・中会議室は8回まで、大会 議室・調理実習室は4回までを上限とします。
2 申請状況の掲示 重複申請の抽選	日 時：令和6年3月1日（金）午前9時00分から <u>※事務室前に申請状況を掲示します。</u> 手 続 き：申請に重複の無い団体は、窓口にて「使用許可書」を交 付します（使用料は、利用当日に窓口にて納入手続きを していただきます）。 事前申請の重複した団体は、午前9時10分より抽選を 行います。 ※当日の抽選に出席されない団体は、申請無効とします。 なお、抽選終了後ただちに結果を発表します。当選団体 は「使用許可書」を交付します。その際に、使用料の納 入手続きをしていただきます。
3 再申込み	手 続 き：上記2の抽選終了後、落選団体の再申込みを開始します。 別の日や他の部屋を希望の場合、「くじ」により申請順 を決めて、その順番で申請を行います。
4 通常申込み (町外登録団体・ 未登録団体)	日 時：令和6年3月2日（土）午前9時00分から 対象期間：町外登録団体 4～6月の3か月間 未登録団体 4月の1か月間 受 付：利用登録している町外登録団体と未登録の一般団体の 申込みを開始します（ <u>個人での予約申請はできません</u> ）。 ただし1団体につき1か月間に小・中会議室は4回まで 大会議室・調理実習室は2回までを上限とします。 備 考：未登録団体の5月分、6月分の予約については、 <u>前月の 1日から受付いたします。</u>
5 追加申請・ 予約制限	追加申請： <u>毎月1日以降、月末日までは空き状況に応じてその月の 追加申請が可能となります（回数制限なし、ただし連続 して使用できる期間は3日間まで）。</u>